

OECD の有害な税競争の行方

はじめに

先進諸国が加盟する国際機関である OECD は、1996年以降、各国の経済及び税制に悪影響を及ぼすタックス・ヘイブン、租税優遇措置を有害な税競争として、この有害性を除去する活動を開始した。

現在、この活動は継続されており、今後の動向は不透明であるが、このような動向が今後国際税務に多大な影響を及ぼすことは明らかであり、今後の国際間取引又は国際的投資活動に係るタックス・プランニングを行う場合、この動向に注意する必要がある。

1 有害な税競争の経緯

この有害な税競争に関して、OECD は、多くの文書を公表しているが、主たるものは次の3つである。

- ① 1998年4月公表の報告書 (Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issues: 以下「1998年報告書」という。)
- ② 2000年5月公表の第2次報告書 (Toward Global Tax Co-operation: Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices: 以下「2000年報告書」という。)
- ③ 2001年11月14日公表の報告書 (“The OECD’s Project on Harmful Tax Practices: The 2001 Progress Report”)

2 有害な税競争の現状

この有害な税競争は、1998年報告書 (パラ4) において次のようにその意義が述べられている。

「この報告書の目的は、タックス・ヘイブン及び有害な租税優遇措置が、金融及びその他のサービス活動の場所に影響を及ぼし、他国の課税ベースを侵食し、貿易及び投資の形態を歪め、税制の公平性、中立性等を損ねているかについて理解を深めることである。この有害な税競争は、世界的に福祉を低下させ、租税システムの完全性に対する納税者の信頼を損ねている。」

したがって、米国の1986年の税制改革法の成立以後、世界各国の所得税、法人税の税率が引き下げられているが、このような税競争とこのOECDの有害な税競争は区別されている。

そして、OECDの方針は、加盟国及び非加盟国等が共同して共通のフレームワークを確立して、この有害な税実務を排除することである。その具体的方法としては、2000年報告書に暫定的なリストが掲載されているが、非協力タックス・ヘイブン及びOECD加盟国の潜在的に有害な租税優遇措置の一覧表を公表し、今後、最終版となる一覧表に掲載された国等に対しては、各国が協調して対抗措置を採るということである。この2000年報告書の一覧表公表の前後に、一部のタックス・ヘイブン (例えば、ケイマン

Topics of International Taxation

等)がこのOECDの活動に参加することを表明し、この一覧表から削除されている。

なお、OECDが最終的に非協力タックス・ヘイブン等と判定した場合には、これらの国等との取引等(以下「当該取引」という。)を行う企業に対して対抗措置が採られることになっている。その例を掲げると次のとおりである。

- ① 当該取引に関連する損金、免税、税額控除その他の控除を否認する。
- ② 当該取引に対して、包括的な情報提供を義務化し、不正確な報告又は無報告には罰金を科す。
- ③ タックス・ヘイブン等の居住者への支払に源泉徴収を行う。
- ④ 当該取引に対して、税務調査を強化する。

このようなOECDの活動に対して、一部の論者からは、OECD加盟国がいずれも高税率国であることから、その財源保護のために、タックス・ヘイブンの税率を引き上げ、各国の租税優遇措置を除去することを目指したものと批判が出されている。

3 今後の問題点

OECDの当初の予定では、2005年末までにこの活動を終了させることになっているが、実際にはその予定は遅れている。まず、結論らしきものが出たとして、各国が足並みをそろえて有害な税実務への対抗策として、国内税法等の改正を行うのにはまだ相当の時間を要するものと思われる。

タックス・ヘイブン等が、税率を引き上げるのかということであるが、OECDの見解では、

これはその国の主権の問題であり、そこまで干渉することはできないとしている。したがって、OECDのこの活動に参加を表明したタックス・ヘイブン等は、税務関連の情報交換に応じ、それに対応する国内法の改正を行うということになろう。

しかし、例えば、国際的なバンキングセンターであるケイマンの場合、2001年11月に米国と情報交換協定を締結しており、現在、米国は、ケイマンに対して税務関連情報の提供を要請できる立場にある。

要するに、有害な税競争の結果、タックス・ヘイブンにある情報がガラス張りになり、先進諸国の課税当局は、この情報(銀行情報を含む。)を取得することが可能になったとしても、税率が現状と変更ないとすれば、多国籍企業は、現状と同様にタックス・ヘイブン等の利用を継続するのかということである。

各国の税務執行の立場からすれば、脱税資金等がタックス・ヘイブン等にプールされる場合、これらを把握できる手段を得たことになるが、納税者の立場からすれば、現状以上に不正な資金を隠匿する手段を複雑化することも想定できる。いずれにせよ、このOECDの活動は、今後の国際税務において大きな影響を及ぼす事項であることに変わりはないといえる。

中央大学商学部教授

矢内 一好